

## 最低制限価格（低入札調査基準価格）制度の改正について

○事務の合理化や落札決定の迅速化を図るため下記のとおり改正いたします。

現 行	改 正 後
基本調査の報告、落札者の決定、落札者への通知について、 <u>市長</u> が行うもの。	基本調査の報告、落札者の決定、落札者への通知について、 <u>入札執行者</u> が行うもの。
二次調査の資料について、通知を受けた日の翌日から起算して <u>7日以内</u> （土・日・祝日は含まない。）に提出する。	二次調査の資料について、通知を受けた日の翌日から起算して <u>3日以内</u> （土・日・祝日は含まない。）に提出する。

○適用時期について

令和6年7月1日から適用いたします。